# 第7章　手当・医療費助成等の一覧

## 使える年齢と制度の内容 早見表

医療的ケア児が利用できる手当・医療費助成等は複数あり、対象条件や金額は制度ごとに異なります。「知らなかったために申請しそびれた」ということがないよう、退院前後の早い時期に一度、対象になりそうな制度をまとめて確認しておくのがおすすめです。以下では、申請のタイミングの目安もあわせて紹介します。

※ 本章の金額・窓口は令和8年（2026年）7月時点の公開情報に基づく記載です。所得制限や併給調整などの詳細条件がありますので、最新の情報は各窓口にご確認ください。 ※ 各制度の対象年齢の目安と内容・窓口を一覧にしました。オレンジ色の帯が対象年齢、薄い色の帯は「条件を満たす場合に対象」を表します。所得制限欄：あり＝所得制限や所得に応じた自己負担あり／なし＝所得制限なし／−＝該当なし（障害福祉サービスの利用料は世帯の課税状況に応じた負担上限があります）。細かな要件・金額は各窓口でご確認ください。

| 名称 | 対象・内容 | 所得制限 | 申請タイミングの目安 | 0歳 | 未就学 | 小学校 | 中学校 | 高校 | 18歳 | 20歳〜 | 中野区の窓口 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 障害福祉サービス（詳細は第8章） | | | | | | | | | | | |
| 児童発達支援（居宅訪問型を含む） | 未就学の障害児に発達を促す療育や日常生活の指導を行う通所サービス。外出が難しいお子さんには居宅訪問型もあります | − | 利用を考え始めたら早めに相談 | ※児童発達支援は未就学まで、居宅訪問型は18歳まで | | | | | | | お住まいの地域のすこやか福祉センター |
| 放課後等デイサービス | 就学中の障害児が放課後や長期休み中に通い、生活能力向上の支援や交流の機会を得られます（必要と認められる場合は20歳まで） | − | 就学の前後に相談 | | | | | | | | お住まいの地域のすこやか福祉センター |
| 保育所等訪問支援 | 保育所等訪問支援事業所の職員が、保育所や幼稚園、学校等に訪問し、集団生活への適応のために支援を行います | − | 入園・入学の前後に相談 | | | | | | | | お住まいの地域のすこやか福祉センター |
| 居宅介護（ホームヘルプ） | ヘルパーが自宅で介護や家事援助を行います | − | 利用したいときに相談 | | | | | | | | お住まいの地域のすこやか障害者相談支援事業所 |
| 重度訪問介護 | 重度の障害がある方への長時間の介護・外出時の付き添い等（原則18歳以上、15歳以上で認められる場合あり） | − | 18歳前後の移行期に相談 | | | | | | | | お住まいの地域のすこやか障害者相談支援事業所 |
| 短期入所（ショートステイ） | 施設に短期間入所し、医療的ケアを含む介護を受けられます。ご家族の休息や急な用事の際に活用できます | − | 利用したいときに相談 | | | | | | | | お住まいの地域のすこやか障害者相談支援事業所 |

| 名称 | 対象・内容 | 所得制限 | 申請タイミングの目安 | 0歳 | 未就学 | 小学校 | 中学校 | 高校 | 18歳 | 20歳～ | 中野区の窓口 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一時保護事業（区制度） | 保護者等が疾病、冠婚葬祭等により、介護が困難な場合、お子さんを日中一時的に施設内で預かります。事前に登録手続きが必要です | – | 利用したいときに相談 | | | | | | | | 子ども発達センターたんぽぽ<br>03-5343-7883<br>療育センター　ゆめなりあ<br>03-6382-4781<br>療育センター　アポロ園<br>03-3389-3700 |
| 生活介護 | 18歳以上の方を対象に、日中の活動の場で介護や創作活動等の支援を行います。障害支援区分の認定が必要 | – | 18歳前後の移行期に相談 | | | | | | | | お住まいの地域のすこやか障害者相談支援事業所/地域の相談支援事業所 |
| 療養介護 | 医療と常時の介護を必要とする方（18歳以上）を対象に、医療機関等で機能訓練や介護を行います | – | 18歳前後の移行期に相談 | | | | | | | | お住まいの地域のすこやか障害者相談支援事業所/地域の相談支援事業所 |
| 相談支援（障害児相談支援・計画相談支援） | サービス利用計画の作成・見直しを行います。18歳未満は障害児相談支援、成人は計画相談支援 | – | サービス利用の入口としてまず相談 | | | | | | | | お住まいの地域のすこやか障害者相談支援事業所/地域の相談支援事業所 |
| 医療費**助成** | | | | | | | | | | | |
| 未熟児養育医療 | 出生体重2,000g以下等の未熟児の指定医療機関への入院医療費を助成 | あり | 出生後すみやかに（入院中に申請） | | | | | | | | 子ども医療助成係<br>（子ども総合窓口3階）<br>03-3228-3253<br>お住まいの地域のすこやか福祉センター |
| 子ども医療費助成（マル乳・マル子・マル青） | ・住民票が中野区にある<br>・0歳～18歳まで<br>・国内の健康保険に加入している<br>18歳到達後最初の3月31日までの保険診療自己負担分を助成 | なし | 出生後すみやかに | | | | | | | | 子ども医療助成係<br>（子ども総合窓口3階）<br>03-3228-3253<br>各地域事務所（鷺宮、野方、江古田、東部、南中野）<br>お住まいの地域のすこやか福祉センター |
| 小児慢性特定疾病医療費助成 | 申請者が中野区内に在住している18歳未満の方。対象疾病の治療にかかる医療費の自己負担を一部助成します。要件は区HPにて確認 | あり | 入院中～退院前後 | | | | | | | | 子ども医療助成係<br>（子ども総合窓口3階）<br>03-3228-3253<br>お住まいの地域のすこやか福祉センター |

| 名称 | 対象・内容 | 所得制限 | 申請タイミングの目安 | 0歳 | 未就学 | 小学校 | 中学校 | 高校 | 18歳 | 20歳～ | 中野区の窓口 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 特定疾病（難病）医療費助成 | 指定難病の治療にかかる医療費のうち保険診療の自己負担を東京都が一部助成します | あり | 診断がついたら早めに | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 障害福祉相談窓口<br>（区役所3階）03-3228-8956<br>お住まいの地域のすこやか福祉センター |
| 心身障害者医療費助成（マル障） | 身体障害者手帳1・2級（内部障害は3級まで）、愛の手帳1・2度等の方および精神障害者保健福祉手帳１級の方で医療保険の被保険者および被扶養者が対象。支給制限あり。詳しくは区HP確認 | あり | 手帳取得後 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 障害福祉相談窓口<br>（区役所3階）03-3228-8956<br>お住まいの地域のすこやか障害者相談支援事業所 |
| 障害に関する手当・年金 | | | | | | | | | | | |
| 特別児童扶養手当（国制度） | 20歳未満で①身体障害者手帳１～３級程度の方、②愛の手帳1～3度程度の方、③①、②と同程度の内部障害、精神障害がある方、④複数の障害がある方のいずれかに該当する児童を家庭で養育している方。詳しくは区HP確認<br>月額：1級58,450円／2級38,930円 | あり | 要件に該当した時点（手帳の取得や診断時）<br>すみやかに | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | 子育て支援課児童手当係<br>（子ども総合窓口 3階）<br>03-3228-8952 |
| 障害児福祉手当（国制度） | 日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方で、身体障害者手帳1級または2級（一部）程度の方。愛の手帳1度または2度（一部）程度の方。上記に準ずる疾病、および精神障害の方。月額16,560円 | あり | 要件に該当した時点（手帳の取得や診断時）<br>すみやかに | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | 障害福祉相談窓口<br>（区役所3階）03-3228-8956<br>お住まいの地域のすこやか障害者相談支援事業所 |
| 児童育成手当（障害手当・区制度） | 愛の手帳1～3度程度・身体障害者手帳1・2級程度等の20歳未満の児童を養育する保護者に支給。月額15,500円 | あり | 要件に該当した時点（手帳の取得や診断時）<br>すみやかに | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | 子育て支援課児童手当係<br>（子ども総合窓口 3階）<br>03-3228-8952 |
| 障害者福祉手当 第1種（区制度） | 20歳以上の①身体障害者手帳１～２級の方　②愛の手帳１～３度の方　③脳性麻ひ、進行性筋萎縮症の方　月額15,500円 | あり | 20歳到達後に相談 | | | | | | | ● | 障害福祉相談窓口<br>（区役所3階）03-3228-8956<br>お住まいの地域のすこやか障害者相談支援事業所 |
| 障害者福祉手当 第2種（区制度） | ①身体障害者手帳３級の方　②愛の手帳4度の方<br>③精神障害者保健福祉手帳1級の方 ④障害者福祉手当第1種に該当する障害程度である20歳未満の方 他詳細は区HPを確認　月額7,750円 | あり | 要件に該当した時点（手帳の取得や診断時）<br>すみやかに | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | 障害福祉相談窓口<br>（区役所3階）03-3228-8956<br>お住まいの地域のすこやか障害者相談支援事業所 |

| 名称 | 対象・内容 | 所得制限 | 申請タイミングの目安 | 0歳 | 未就学 | 小学校 | 中学校 | 高校 | 18歳 | 20歳～ | 中野区の窓口 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 難病患者福祉手当（区制度） | ・東京都難病医療費助成制度の認定を受けた方<br>・小児慢性特定疾病医療費助成制度の認定を受けた方のうち、疾病が東京都難病医療費助成制度の対象疾病に該当する方<br>・点頭てんかんの方<br>支給制限あり。詳しくは区HPを確認　月額15,500円 | あり | 特定疾病（難病）医療費助成と同時に相談 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 障害福祉相談窓口<br>（区役所3階）03-3228-8956<br>お住まいの地域のすこやか福祉センター |
| 重度心身障害者手当（都制度） | 心身に重度の障害を有するため、常時複雑な介護を必要とする方に対して、東京都の条例により支給される手当です。東京都心身障害者福祉センターが、障害程度の判定を行います。詳しい要件は区HPへ<br>月額60,000円 | あり | 要件に該当した時点（手帳の取得や診断時）<br>すみやかに | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 障害福祉相談窓口<br>（区役所3階）03-3228-8956<br>お住まいの地域のすこやか障害者相談支援事業所 |
| 障害基礎年金 | 一定の障害の状態にある20歳以上の方に支給される年金 | あり | 20歳の誕生日の前日から申請可 | | | | | | | ● | 保険医療課　国民年金係<br>（2階）03-3228-5514 |
| **子育て支援の手当** | | | | | | | | | | | |
| 児童手当（国制度） | 出生から18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育する保護者（主たる生計中心者）に支給。3歳未満　月15,000円／3歳～高校生年代　月10,000円／第3子以降　月30,000円 | なし | 出生日から15日以内 | ● | ● | ● | ● | ● | | | 子育て支援課<br>（子ども総合窓口 3階）<br>03-3228-5484 |
| 児童扶養手当（ひとり親家庭）（国制度） | ひとり親家庭の児童(18歳到達後最初の3月31日までの児童、障害のある児童は20歳未満)を養育する方に支給　詳しくは区HPを確認 | あり | 要件に該当したらすみやかに | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | 子育て支援課児童手当係<br>（子ども総合窓口 3階）<br>03-3228-8952 |
| 児童育成手当（育成手当・ひとり親家庭）（区制度） | ひとり親家庭の児童（18歳到達後最初の3月31日までの児童）を養育する保護者に支給 | あり | 要件に該当したらすみやかに | ● | ● | ● | ● | ● | | | 子育て支援課児童手当係<br>（子ども総合窓口 3階）<br>03-3228-8952 |
| **用具の給付** | | | | | | | | | | | |
| 補装具費の支給 | 車椅子・姿勢保持装置・歩行器等の購入・借受け・修理費用等を支給 | なし | 製作する話がでたら区へ相談 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 障害福祉課　障害者支援係（3階）03-3228-8706 |
| 日常生活用具の給付 | 入浴補助用具・特殊寝台・吸引器等の用具を給付。非常用電源（発電機・蓄電池等）も対象（品目により要件あり）※購入後の申請は不可 | なし | 必要時に相談・申請 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 障害福祉課　障害者支援係（3階）03-3228-8706 |

| 名称 | 対象・内容 | 所得制限 | 申請タイミングの目安 | 0歳 | 未就学 | 小学校 | 中学校 | 高校 | 18歳 | 20歳～ | 中野区の窓口 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **交通費の助成・割引** | | | | | | | | | | | |
| 福祉タクシー券・福祉ガソリン券（区制度） | 対象となる障害のある方の外出を支援します。福祉タクシー券月額4,000円分または、福祉ガソリン券月額3,300円・年1回交付 | あり | 手帳取得後 | | | | | | | | 障害福祉相談窓口（区役所3階）03-3228-8956 お住まいの地域のすこやか障害者相談支援事業所 |
| 公共交通機関の運賃割引（電車・バス・タクシー） | 手帳の提示等により本人・介護者の運賃が割引になります（割引率は交通機関により異なる） | なし | 手帳取得後 | | | | | | | | 各交通機関 |
| 都営交通無料乗車券（都制度） | 都営地下鉄・都営バス・都電等を無料で利用できる乗車券を交付（手帳をお持ちの方） | なし | 手帳取得後 | | | | | | | | 障害福祉相談窓口（区役所3階）03-3228-8956 お住まいの地域のすこやか障害者相談支援事業所 |
| 自動車有料道路の割引 | 障害者手帳をお持ちの方は自動車用有料道路の割引を受けられます。<br>障害者本人等が乗車する自家用車等の通行料金を5割減額。事前登録制 | なし | 手帳取得後 | | | | | | | | 障害福祉相談窓口（区役所3階）03-3228-8956 お住まいの地域のすこやか障害者相談支援事業所 |
| **税金の控除・減免** | | | | | | | | | | | |
| 所得税・住民税の障害者控除／特別障害者控除 | 手帳等をお持ちのお子さんを扶養している場合等に所得控除を受けられる場合があります（障害者控除・特別障害者控除・同居特別障害者控除） | － | 年末調整・確定申告・住民税申告のとき | | | | | | | | （所得税）中野税務署 03-3387-8111 （住民税）税務課課税係（区役所2階）03-3228-8913又 03-3228-8917 |
| 自動車税・軽自動車税（種別割）の減免 | 障害のある方の通学・通院等に使用する自動車等について、申請により減免※手帳の等級等の要件あり | なし | 手帳取得後・毎年納税通知書発送日（５月上旬）から納期限まで | | | | | | | | 種別によって異なるため、詳細は区HPを確認　都税事務所（自動車税）/区（軽自動車税） |
| **中野区独自・その他** | | | | | | | | | | | |
| 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業 | 医療的ケア児等を対象に、ご自宅の他、お子さんが在学する学校等に、訪問看護師を派遣し、ご家族に代わって医療的ケアを実施（1回2～4時間・年間上限288時間、課税状況に応じて利用者負担が異なります。18歳までに対象の状態になった方） | あり | 利用時に相談 | | | | | | | | 障害福祉課在宅福祉係（区役所3階）03-3228-8953 お住まいの地域のすこやか福祉センター |

| 名称 | 対象・内容 | 所得制限 | 申請タイミングの目安 | 0歳 | 未就学 | 小学校 | 中学校 | 高校 | 18歳 | 20歳～ | 中野区の窓口 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| おむつサービス（紙おむつの支給） | 紙おむつの現物支給（月1回配送）や、入院時のおむつ費用助成（月額6,000円上限）。3歳以上 | あり | 3歳になったら／必要になったら | | | | | | | | 障害福祉相談窓口<br>（区役所3階）03-3228-8956 |
| 移動支援・通学等支援 | 障害者（児）等で、屋外の移動に制限のある方に対して買い物や余暇活動、その他社会参加のための活動の外出時に付き添います。 通学等支援では、原則として区内の小・中学校および高等学校等に通学する障害のある児童・生徒が、保護者の疾病・就労その他やむを得ない事情により、通学、学童クラブへの通所等の介助を受けられない場合に支援を実施します。 | あり | 利用時に相談 | | | | | | | | 障害福祉相談窓口<br>（区役所3階）03-3228-8956<br>お住まいの地域のすこやか障害者相談支援事業所 |
| 寝具乾燥サービス | 在宅の65歳未満の方で、身体障害者手帳１・２級または愛の手帳1・2度で、その障害により 寝たきりおよび失禁状態にある方。布団・毛布など寝具類の水洗いおよび乾燥消毒を行います。 | なし | 必要になったら | | | | | | | | 障害福祉相談窓口<br>（区役所3階）<br>03-3228-8956 |
| 訪問理美容サービス | 65歳未満の方で、次の要件のいずれかに該当する方。①東京都重度心身障害者手当・特別障害者（児）手当の支給を受けており、理美容店舗での調髪が困難な方。②同手当受給者と同程度の状況にあり理美容店舗での調髪が困難な方。③難病患者で理美容店舗での調髪が困難な方。区指定の理髪店の理容師、または美容院の美容師が訪問します。 申請後、利用券（年6枚。ただし、申請月により枚数に変更があります）を送付します。 | なし | 必要になったら | | | | | | | | 障害福祉相談窓口<br>（区役所3階）<br>03-3228-8956 |
| 入浴サービス | 障害のある方で、一般の浴槽では入浴が難しい方。ご自宅に浴槽を持ち込み介助入浴を行います。 | なし | 必要になったら | | | | | | | | 障害福祉課在宅福祉係<br>（区役所3階）03-3228-8953 |

※「20歳～」に帯がある制度は、成人期以降も引き続き利用できます。制度により手帳の等級・所得制限などの要件があります。